

○財務省告示第二百二十五号

大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対し不当廉売関税を課する期間として関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣 安住 淳

一 関稅定率法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 ポリエステル短纖維

(二) 銘柄、型式及び特徴 ポリエステル短纖維（カード、コームその他の紡績準備の処理をした

ものを除く。）のうち、三・八八デシテックスを超え二十二・二三デシテックス未満のもので、かつ、長さが二十五ミリメートル以上八十ミリメートル以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第五五〇三・二〇号に分類される。主として、布団等の詰めわた、カーペット等に用いられる。

二 関稅定率法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給者又は供給国若しくは地域

(一) 大韓民国。ただし、ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出され

た場合、及び別表第二に掲げる者により生産され、別表第一第一号に掲げる者により本邦へ輸出された場合を除く。

(二) 台湾

三 関税定率法第八条第一項の規定により指定された期間

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の施行の日（平成十四年七月二十六日）から平成二十四年六月二十八日までの期間